



愛媛労働局発表
平成25年11月28日

【担当】

愛媛労働局雇用均等室
室長 山田 泉
地方育児・介護休業指導官 齋藤 洋
(電話) 089(935)5222
(FAX) 089(935)5223

報道関係者 各位

子育てサポート企業として3社を認定！！

愛媛労働局（局長 田中 敏章）は、次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）に基づき、平成25年8月1日から11月12日までの間に、国立大学法人愛媛大学、株式会社ヤツヅカ、社会福祉法人御荘福祉施設協会の3社を、育児休業制度等を利用しやすく、子育てしやすい職場環境整備に取り組んだ企業として認定しました。

いずれも初回の認定で、愛媛県内の認定企業は26社となりました。

○ 認定企業の取組内容

国立大学法人愛媛大学（松山市）

業種：教育・学習支援業 労働者数：2,641人

計画期間：平成20年7月1日～平成25年6月30日（2期目）

- ★ 両立支援BOOK作成。両立支援制度を学内サイトに掲載。妻が出産した男性職員に休業制度周知。2か所目の学内保育所の設置。有期契約職員の休暇取得単位の拡充。計画年休の制度化。学習とスポーツ教室への参加呼びかけ。インターンシップの受け入れ。

株式会社ヤツヅカ（伊予郡松前町）

業種：製造業 労働者数：33人

計画期間：平成23年8月1日～平成25年7月31日（2期目）

- ★ 育児支援に関するアンケート実施。母性健康管理に関するパンフレット作成。子の看護休暇の対象年齢を中学校就学の始期までに拡充。子の出生時に父親が取得できる休暇制度を周知・啓発。

社会福祉法人御荘福祉施設協会（南宇和郡愛南町）

業種：福祉業 労働者数：134人

計画期間：平成23年4月1日～平成25年9月30日（1期目）

- ★ 妊娠中及び出産後の職員に対する相談窓口等を周知。パンフレット作成。育児支援に関するアンケート実施。男性の育児休業等制度の利用支援。子どもの学校行事等へ参加するための休暇取得支援。年次有給休暇取得状況を公表し、休暇取得支援。

○ 次世代法に基づく認定とは

次世代法第13条に基づき、事業主は、一般事業主行動計画を策定・届出し、計画に掲げた目標を達成したことなど、一定の基準を満たす場合、申請により都道府県労働局長の認定を受けることができます。

認定を受けた事業主は、次世代認定マーク（愛称：くるみん）を広告、商品、求人票等に表示し、子育てサポート企業であることをアピールすることができるほか、税制優遇制度の適用も受けられます。



次世代認定マーク

添付資料

1. 認定企業の取組内容（1-1～1-3）
2. 認定基準
3. 次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況
4. 「くるみん」の活用方法、取得のメリット
5. くるみん通信「いまやろ！ くるみんNo.2」